

□議員名：平原廉清

1 合併特例債期限延長法の成立について

論点	新市まちづくり計画は全面的に見直すのか。
回答	合併特例債を活用するのが財政的に有利であるので、27年度以降も特例債が活用できるよう新市建設計画の変更を行う必要があると認識している。変更の時期は26年度までには行なわなければならないと考えている。

2 学校給食について

論点	合併特例債の期限延長に伴い、調理場建設計画は影響、例えば自校方式かセンター方式か等という所まで戻ることがあるのか。
回答	学校給食に対する市民の意見は、昨年6回の「あり方検討会議」と計画案に対するパブコメで出尽くしたと考える。 学校給食は安心・安全が最優先事項で、現状は一刻も早く改善を要する。使用期限に拘わらず出来るだけ早く実現したいと考えている。

論点	学校給食衛生管理基準は教育委員会にとってどのような重みがあるのか。
回答	学校給食衛生管理基準は、学校給食法第9条に基づく大臣告知であり、遵守がより強く求められている。教育委員会ではこの基準は法に基づくもので、学校給食の衛生面での最も重要な基準、即ち安心・安全の最も重要な指針だと考えている。

論点	学校給食衛生管理基準には努力義務規定が多く定められているが、この「努めること」の解釈および意義を一般論の観点から求める。
回答	「努力義務」規定は法的強制力がないとされているが、条文中にある法律、条例等の趣旨を考慮して、規定に従うよう努力することが求められている。法的効力の権利義務のレベルに高めるためには、財政的に国の交付税措置が必要と考える。

論点	教育分野について「カネのことを言ってはいけない」という意見があるが、共同調理場建設の観点からこの意見への教育長の見解は。
回答	何を実現するのかの最大の要素は財政すなわちカネである。政策を決定する際にその実行可能性が極めて重要であり、「カネのことを言ってはいけない」ではなくて、「カネのことを言わなければならない」と思っている。

論点	5月の教育委員会議では共同調理場2か所の意見が有力であるが、2か所の理由として「安全弁」説より別のメリットはないのか。
回答	2センターにすれば職員の分散がリスク分散に効果がある。食中毒が発生した場合、被害を半分に抑えられる。調理時間不足への懸念が食数分散によって解消に向かう。学校が近くなり、荷積み場に同時に止められる車両台数が増え、配送時間にゆとりができる。